

老発0212第2号
平成27年2月12日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について

介護支援専門員実務研修受講試験については、平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」により行われているところであるが、今般、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における中間的な整理」（平成25年1月7日）及び「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成25年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において提言されたことを踏まえ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正を行い、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件の見直しを行ったところである。

これを踏まえ、今般、同通知の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」の一部について別紙新旧対照表のとおり改めたので各都道府県におかれては、本通知の趣旨に鑑み、適切な事業実施が行われるよう配慮されたい。（改正後の「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」もあわせて添付するので参考にされたい。）

また、介護支援専門員実務研修受講試験の解答免除の取扱いについては、介護支援専門員の質の向上の観点から、平成27年度の試験から廃止とするため、介護支援専門員実務研修受講試験の受験を予定している者等に対して周知徹底願いたい。

本通知は、平成27年2月12日から適用することとする。なお、平成26年3月31日老発0331第5号本職通知に規定する実務の経験については、本通知の適用の日から起算して3年を経過するまでの間は、本通知に規定する実務の経験とみなす。

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正の概要

1. 受験要件等の見直しの背景とそれに伴う要綱改正の背景

「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）を行い、平成25年1月に中間とりまとめを行ったところである。

検討会においては、受験要件も含め、介護支援専門員実務研修受講試験の実施方法を見直すことにより介護支援専門員の専門性の向上を図るべきとされた。

そこで、検討会で提言された内容等を踏まえ、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件及び法定資格保有者に対する試験の解答免除の取扱いを見直すこととした。

2. 受験要件等の見直しにあたっての基本的な考え方

○受験要件

現在、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件は、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、相談援助業務従事者及び介護等の業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者が受験できることとなっている。

介護支援専門員に係る様々な課題が指摘されている中で、今後、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図っていくことが必要であることから、受験要件について、上記の法定資格保有者に限定することを基本に見直すこととした。

なお、介護支援専門員の業務が相談援助業務の性格を有することを考え、相談援助業務の経験がある者については、引き続き受験資格を有する者とする範囲とする。

受験対象者については別紙のとおりとする。

見直し前	見直し後
法定資格	法定資格
相談援助業務	相談援助業務 ※主任相談支援員新設
介護等業務	福祉事務所（ケースワーカー）等 介護等業務

} 除外

○法定資格取得者に対する試験の解答免除の取扱い

介護支援専門員として利用者を支援していくには、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術が求められることから、保有資格によって認められている解答免除を廃止することとした。